

聴覚障害者生活支援センター は一もにい
障害者総合支援法に基づく計画相談支援事業・障害児相談支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が設置する聴覚障害者生活支援センターは一もにい（以下「事業所」という。）において実施する相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行うものとする。

4 事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関との連携を図り、当該利用者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

5 前7項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）、「障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 計画相談支援

ア 管理者 1名（常勤職員・兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

イ 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるよ

うにする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 聴覚障害者生活支援センター は一もにい
- (2) 所在地 京都府城陽市枇杷庄中奥田49

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供日 営業日に同じ。
- (4) サービス提供時間 営業時間に同じ。
- (5) 上記の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間連絡可能な体制とする。

(業務の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 指定地域移行支援に関する内容
 - ア 地域移行支援計画の作成および評価
 - イ 入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
 - ウ 障害福祉サービスの体験的な利用等に係る同行による必要な支援
 - エ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援
- (4) 指定地域定着支援に関する内容
 - ア 地域定着支援台帳の作成および評価
 - イ 訪問等による利用者の状況の把握
 - ウ 利用者に対する常時の連絡体制の確保
 - エ 緊急時における一時的な滞在等による支援
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、利用者等から法第51条の14第3項又は法第51条の17第2項の規定により算定された額の支払を受けるものとする。

2 利用者等の選定により第9条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して事業を行う場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を

利用者等から徴収するものとする。

(1) 事業所から片道1キロメートル 25円

3 事業者は、第1項及び第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

4 事業者、第2項の費用の額に係る事業の提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該事業の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(給付費の額に係る通知等)

第8条 事業者は、法廷代理受領により地域相談支援給付費を受けた場合は、利用者等に対し、当該利用者等に係る地域相談支援給付費の額を通知するものとする。

2 事業者は、第7条第1項の法定代理受領を行わない事業に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、城陽市、久御山町、井手町とする。

(事業を提供する主たる対象者)

第10条 指定地域相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 聴覚障害者(18歳未満の者を除く)

(虐待・身体拘束防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待・身体拘束防止に関する責任者の選定及び虐待・身体拘束防止に関する委員会の設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

(衛生管理等)

第12条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)の定期的な開催及びその結果について職員への周知

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 事業者は、その提供した事業に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、その提供した事業に関し、法第10条第1項の規定により京都府が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して京都府が行う調査に協力するとともに、京都府から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、その提供した事業に関し、法第11条第2項の規定により京都府知事が行う報告若しくは事業の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して京都府が行う調査に協力するとともに、京都府等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業者は、その提供した事業に関し、法第51条の27第1項の規定により京都府知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して京都府知事が行う調査に協力するとともに、京都府知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業者は、京都府知事から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を京都府知事に報告するものとする。

7 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、京都府、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際し採った処置について、記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他の関係機関に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

令和2年4月1日に改正する。

令和3年4月1日に改正する。

令和4年4月1日に改正する。

令和5年4月1日に改正する。